

特別区道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、変更した区域の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年9月 30 日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月 30 日

(道路管理者)
杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 道路の種類 特別区道
- 2 路 線 名 第 29 号路線の一部
- 3 供用開始の時期 令和8年9月 30 日
- 4 道路の区域 (拡幅)

区 間	新旧 の別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
阿佐谷南三丁目 31 番	新	3.73～3.79	10.06	
同 上	旧	3.45～3.58	―――	